

吹田市公告第 3 1 号

令和 7 年度吹田市広報紙広告掲載業務に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、
地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき公告します。

令和 7 年 1 月 2 8 日

吹田市長 後 藤 圭 二

記

制限付一般競争入札実施要領

1 業務名

令和 7 年度吹田市広報紙広告掲載業務

2 業務場所

吹田市が指定する場所等

3 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

4 委託概要

（１）広告の募集

（２）掲載条件など、広告の掲載に関する事項についての広告主との交渉及び調整

（３）広告の作成及び市への納品

（４）広告掲載に対する対価の納入

（５）その他、広告に関する問い合わせ等への対応全般

以上の業務を念頭に事業遂行に必要な業務を包括的に対象とする。

5 入札保証金

吹田市財務規則第 9 8 条の規定に基づき免除する。

ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の 1 0 0 分の 3 に
相当する金額を納付しなければならない。

6 契約の保証

落札者は次の（１）から（４）までに掲げるいずれかの方法により、契約金額の 1 0 0

分の10以上の契約の保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付。
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供。
- (3) 当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証書の提供。
- (4) 当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る保険証券の提出。

7 入札参加資格

以下に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）又は民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）に基づき再生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更正計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。
- (3) 本市の競争入札参加有資格者名簿掲載業者で、取扱種目・品目が「代行・広告」で登録があること。
- (4) 公告の日から入札執行日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置又は吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
- (5) 過去2年の間に官公庁において、広告掲載業務を行った実績を有すること。

8 入札参加資格の確認申請手続き

- (1) 本入札の参加希望者は、入札参加資格を有することの確認を受けるため、(2)に示す提出書類を所定の日時及び場所に持参か郵送し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 提出書類について
 - ア 提出書類
 - 【様式1】制限付一般競争入札参加資格確認申込書
 - 【様式2】受託業務実績調書
 - 【様式3】会社概要書
 - イ 提出期間
 - 令和7年1月28日（火）～令和7年2月14日（金）
 - 午前9時～午後5時30分（正午～午後0時45分を除く）
 - ウ 受付場所

「２０ 問合せ先」のとおり。

エ その他

(ア) 申込書等の作成及び提出に係る費用等は提出者の負担とする。

(イ) 提出された申込書等は返却しない。

(ウ) 提出された申込書等は、提出者に無断で入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。

(エ) 申込書等に虚偽の記載をした場合には、指名停止の措置を受けることがある。

(３) 入札参加資格の確認の結果は、令和７年２月２０日（木）までに申請者に電子メールにより通知する。なお、入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して電子メールで通知する。

(４) 提出期間内に申請書を提出しない者又は本市が入札参加資格がないと認めた者は、本入札に参加することができない。

９ 質疑及び回答

(１) 質疑書受付期間

令和７年２月４日（火）午後５時３０分まで。

(２) 質疑書受付方法

電子メール（shihou_suita@city.suita.osaka.jp）により受け付け。

(３) 質疑への回答

令和７年２月１０日（月）午後５時３０分までに、市ホームページ（ホーム＞産業・まちづくり・環境＞入札・事業者募集・契約＞その他事業者募集（広告・自販機・駐車場等の公募）＞広報紙「市報すいた」広告掲載＞令和７年度吹田市広報紙広告掲載業務に係る制限付一般競争入札）で公開します。

(４) その他

本件に関する説明会は実施しない。

１０ 入札の日時及び場所

(１) 入札日時

令和７年２月２８日（金）午前１０時３０分（時間厳守）

(２) 入札場所

吹田市泉町１丁目３番４０号

吹田市役所 高層棟８階 会議室

１１ 入札方法

- (1) 郵送、宅配、電送又は電報による入札は認めない。
- (2) 入札書に記載する金額は、1年間の総額(税抜き)を記載するものとする。
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(該当金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下、「契約希望金額」。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札で開札した場合において、予定価格を超える入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は2回までとする。
- (4) 再度入札を実施した場合において、予定価格を超える入札がないときは、最高の価格をもって入札をした者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

1.2 入札成立条件

入札参加資格を有する者が1者であってもこの入札は成立とする。

1.3 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札辞退届を提出するものとする。

1.4 落札者の決定

開札の結果、予定価格を超える価格で、最高の価格をもって入札をした者を落札者とする。最高の価格で入札した者が複数ある時は、くじにより落札者を決定する。

1.5 入札の中止又は延期

本件において、特別な事情が発生した場合には、入札を延期又は中止することがある。

1.6 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに吹田市広報紙広告掲載業務 制限付一般競争入札心得書(以下「入札心得書」という。)において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、本市により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において前記7に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

1.7 落札決定の取消し

市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次の(1)から(4)まで

のいずれかに該当したときは、当該落札決定を取り消すことができる。なお、落札決定を取り消したことについて、市は一切の責めを負わない。

- (1) 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
- (2) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は、同要領別表に掲げる措置要件にも該当したとき
- (3) 入札心得書第10条第11号に該当する行為があったと認められるとき
- (4) 正当な理由がなく、入札心得書第13条に定める期間内に契約を締結しないとき

18 契約の締結

契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。

19 その他

- (1) 入札関係書類については、市ホームページ（ホーム＞産業・まちづくり・環境＞入札・事業者募集・契約＞その他事業者募集（広告・自販機・駐車場等の公募）＞広報紙「市報すいた」広告掲載＞令和7年度吹田市広報紙広告掲載業務に係る制限付一般競争入札）からダウンロードすること。
- (2) 入札参加者は、この公告及び補足資料のほか、「吹田市財務規則」、「入札心得書」及び仕様書の内容を承認の上、入札を行うこと。
- (3) 入札参加者が2者に満たない場合であっても、入札を執行するものとする。

20 問合せ先

吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市 総務部 広報課（高層棟2階）

電話 06-6384-1276（直通）

メールアドレス shihou_suita@city.suita.osaka.jp

担当 石谷・中尾・細川